

平成29年監査公表第1号

地方自治法第199条第4項に基づき平成28年度定例監査（第2回）を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年2月10日

扶桑町監査委員 岩本 幸松

扶桑町監査委員 杉浦 敏男

平成28年度定例監査（第2回）報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

平成28年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監査日時	監査対象課等	備考
2月7日 9:30～	総務課	
10:30～	税務課	
11:30～	会計室	
13:15～	政策調整課	
14:15～	議会事務局	
14:45～	監査委員事務局	
16:00～	総評	
2月9日 9:30～	土木課	
10:30～	都市整備課	
13:15～	産業環境課	
16:00～	総評	

4. 監査の方法

監査対象課等の財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。指摘事項は特にありません。

6. 監査意見

今回実施された定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、変更契約等における対応事務について、当初予算の正確な積算について、例規の整備について一部指導するところはあったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

一方で、事務改善については、長期研修に参加するための環境作りとして加配（職務補充）職員の設置を検討していること、あるいは、時間外勤務命令に対する意識改革として、管理職等を対象として産業医を講師に招いた研修を行ったことなど一歩ずつ前向きに改善が進んでいっていることを確認させていただきました。

最後になりますが、今回の監査での意見を参考にいただき、決算に向け、実施すべき事務を今一度再確認していただくとともに、今後予定される事業に対しては、チェック体制を強化及び経費支出の効率化に配慮し、特に調定に関する事務については、漏れの無いよう、適正に継続されるよう努めて下さい。